

8 指 第 3 9 5 号  
令和 8 年 6 月 2 4 日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部長  
( 公 印 省 略 )

「工事請負契約書第 2 5 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用に  
ついて」の一部改定について

現在、中東情勢の悪化に起因するナフサ由来の建設資材をはじめとする資材の供給不足及び価格の上昇が懸念されております。

このような状況を踏まえ、京都府におきましては、「工事請負契約書第 2 5 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について」（平成 2 6 年 3 月 2 6 日付け 6 指第 2 3 5 号策定、令和 8 年 2 月 2 4 日一部改定）を一部改定しましたので、お知らせします。

## 1 改定概要

適用対象工事について、「京都府における公共工事設計労務単価の改定がなされた日の前に、契約を締結している工事であること」に限定しないこととするもの。

## 2 適用日

令和 8 年 6 月 2 4 日以降に請求があった工事から適用する。

担当	京都府指導検査課
電話	075-414-5227

# 新旧対照表

新	旧
<p>工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について</p> <p>1 インフレスライド条項の運用の内容</p> <p>2に定める工事等の受注者は、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第25条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）の規定により、発注者に対し、労務単価及び資材単価の変動による請負代金額の変更の協議を請求することができる。</p> <p>2 適用対象工事</p> <p>インフレスライド条項の適用対象工事は、次の全てを満足している工事とする。</p> <p>(1) 基準日において、残工期が2ヶ月以上あること。</p> <p>(2) 基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の請負代金額の100分の1に相当する金額を超えていること。</p> <p>3 確認時期</p> <p>発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、京都府における公共工事設計労務単価の改定がなされた時とする。</p> <p>なお、その他予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合はその都度確認するものとする。</p>	<p>工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について</p> <p>1 インフレスライド条項の運用の内容</p> <p>2に定める工事等の受注者は、工事請負契約書第25条第6項（以下、「インフレスライド条項」という。）の規定により、発注者に対し、労務単価及び資材単価の変動による請負代金額の変更の協議を請求することができる。</p> <p>2 適用対象工事</p> <p>インフレスライド条項の適用対象工事は、次の全てを満足している工事とする。</p> <p>(1) 京都府における公共工事設計労務単価の改定がなされた日の前に、契約を締結している工事であること。</p> <p>(2) 基準日において、残工期が2ヶ月以上あること。</p> <p>(3) 基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の請負代金額の100分の1に相当する金額を超えていること。</p>

※条項番号等の修正は省略しております。

## 工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用について

### 1 インフレスライド条項の運用の内容

2に定める工事等の受注者は、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第25条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）の規定により、発注者に対し、労務単価及び資材単価の変動による請負代金額の変更の協議を請求することができる。

### 2 適用対象工事

インフレスライド条項の適用対象工事は、次の全てを満足している工事とする。

- (1) 基準日において、残工期が2ヶ月以上あること。
- (2) 基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の請負代金額の100分の1に相当する金額を超えていること。

### 3 確認時期

発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、京都府における公共工事設計労務単価の改定がなされた時とする。

なお、その他予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合はその都度確認するものとする。

### 4 用語の定義

- (1) 請求日：受注者が請負代金額のスライド変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。
- (2) 基準日：スライド変更のため出来高を確認する日。請求日と同日とすることを基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。
- (3) 残工期：基準日から契約工期の終期日までの残工事期間。  
なお、指示書等により工期延期を行うことが明らかな場合は、その工期延期期間を残工事期間に考慮することができる。
- (4) スライド額：労務単価及び資材単価の変動による請負代金額の変更額。
- (5) スライド額協議開始日：発注者と受注者がスライド額の協議を開始する日。

### 5 スライド変更の手続き

スライド変更の手続きは下記のとおりとし、別添の実施フローによる。

#### (1) スライド協議の請求

受注者は、スライド協議の請求を、別紙様式1により行う。

請求に際しては、出来高数量が確認できる根拠資料（出来高数量総括表、出来高図面等）を併せて提出すること。

なお、基準日設定後に新たに公共工事設計労務単価が改定され、かつ、残工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

#### (2) スライド額協議開始日の通知

発注者は、技能労働者の処遇改善について配慮を促すとともに、受注者の意見を聴いて基準日及びスライド額協議開始日を定め、受注者に別紙様式2により通知する。

スライド額協議開始日の通知は、請求日から7日以内に行う。

また、残工事量を算定するために、基準日における工事の出来高を確認する。

基準日における出来高確認は、監督職員が行う。

残工事量の算定は、「5 残工事量の算定」に基づき行う。

#### (3) スライド額の算定

発注者は、「6 スライド額の算定」に基づきスライド額の算定を行う。

#### (4) スライド額の協議開始

##### ア) スライド変更の対象となる場合

発注者は、スライド額を別紙様式3-1により受注者に対し協議を行う。

##### イ) スライド変更の対象とならない場合

発注者は、別紙様式3-2により受注者に対し協議を行う。

#### (5) スライド額の確定

受注者は、スライド額に異存がない場合は、協議開始の日から14日以内に別紙様式3-1又は3-2により発注者に対し回答を行う。

協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合、発注者は、契約書第25条第7項の規定に基づき、スライド額を定めて受注者に通知する。

## 6 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量は、設計数量から出来高部分に相応する数量を控除して算出する。

出来高数量の確認は、受注者が作成した出来高数量総括表に対応して行う。

(2) 現場搬入材料についても、出来高数量として取り扱う。

なお、近隣のストックヤード等で在庫確認が出来る材料についても、出来高数量として取り扱う。

(3) 工場製作品についても、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来高数量として取り扱う。

(4) 基準日までに変更契約を行っていないが指示書等により先行指示されている設計数量においても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。

(5) 基準日以降の新工種および追加工事は、残工事に含めないものとする。

(6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、出来高部分に含めるものとする。

## 7 スライド額の算定

- (1) スライド額は、基準日における残工事の請負代金額の単価変動による増額のうち、残工事の請負代金額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) スライド額は、次式により算出する。

$$S = P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)$$

この式において、S、P<sub>1</sub>及びP<sub>2</sub>は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額

P<sub>1</sub> : 請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額 (変動前残工事額)

P<sub>2</sub> : 基準日における労務単価又は資材単価等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額 (変動後残工事額)

P<sub>1</sub>及びP<sub>2</sub>は、発注者積算額に当初契約の落札率を考慮して算出する。

$$P = \text{発注者積算額} \times \text{落札率}$$

- (3) スライド額は、歩掛の変更については考慮しない。
- (4) その他

スライド額算定に用いる資材単価等については、基準日における単価に置き換える。

なお、特別単価調査又は見積価格を採用した単価等で、価格の再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、類似単価の物価変動率により算定することができる。

ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、この限りでない。

## 8 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、原則として精算変更時点で行うものとする。  
追加工事および工種がある場合は、スライド額確定後に追加する。

## 9 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更と、本通知によるスライドを併用して請求することができる。
- (2) 本通知に基づく請負代金額の変更と、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を併用して請求することができる。詳細については「工事請負契約書第25条第5項 (単品スライド条項) 運用マニュアル (案) (京都府)」を参考にすること。

附 則

この運用は平成26年3月26日から施行する。

附 則

この運用は平成27年2月4日から施行する。

附 則

この運用は令和7年2月21日から施行する。

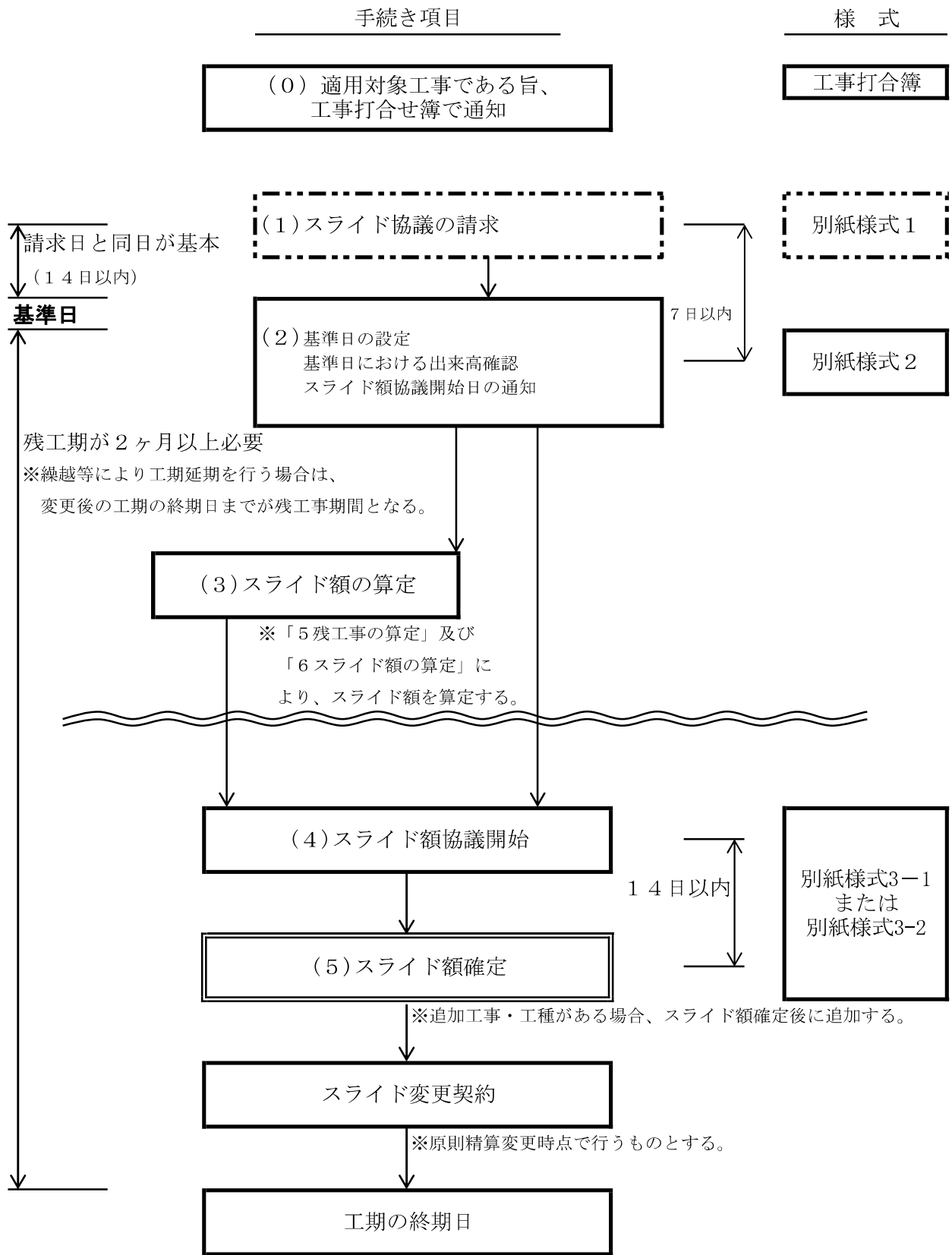
附 則

この運用は令和8年2月24日から施行する。

附 則

この運用は令和8年6月24日から施行する。

# 工事請負契約書第25条第6項に伴う実施フロー



## 凡例

受注者からの  
手続き

発注者からの  
手続き

受発注者双方

[受注者からの請求]

（第 号）  
令和 年 月 日

（発注者） 様

受注者 住所  
氏名 印

工事請負契約書第25条第6項の規定に基づく請負代金額の変更について（請求）

下記の工事については、賃金等の変動により、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 工 事 名  
及び工事番号
- 2 工 事 場 所
- 3 契約年月日 令和 年 月 日
- 4 請負代金額 円
- 5 工 期 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで  
(変更予定 令和 年 月 日まで)
- 6 希望基準日 令和 年 月 日
- 7 変更請求概算額 円
- 8 概算残工事請負代金額 円  
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
- 9 添 付 資 料 変更請求額及び概算残工事請負代金額の算定資料

- ※1 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。
- ※2 工期の変更予定は、入札公告等において示した発注者が変更を予定している工期とする。
- ※3 概算残工事請負代金額の算定にあたっては、現場施工済みの数量及び金額が分かる資料（「出来高数量総括表」及び「出来高図面」）も併せて提出すること。

# 工 事 打 合 簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (   )		
工事名及び 工事番号			
<p>工事請負契約書第 2 5 条第 8 項の規定に基づく協議の開始日について (通知)</p> <p>( 内 容 )</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求があった本工事について、工事請負契約書第 2 5 条第 8 項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。</p> <p>1   スライド額協議開始日    令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>2   基準日    令和〇〇年〇〇月〇〇日       (請求日と同日とすることを基本とする。)</p> <p>3   概算変更額    〇〇〇〇円 (税込)       (概算金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない)</p> <p>4   技能労働者の処遇改善への適切な対応について       インフレスライド条項適用の趣旨を踏まえ、賃金水準の確保や社会保険等の加入の徹底等、技能労働者の処遇改善を図るとともに、この取組が下請企業にも波及するよう、適切な請負金額で下請契約を締結する等、適切に対応いただきますようお願いいたします。</p>			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 (   )	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 (   )	
		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	

			総 括 監督員	主 任 監督員	現 場 代理人	班(監理) 技術者

# 工 事 打 合 簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 (    )		
工事名及び 工事番号			
<p>工事請負契約書第 2 5 条第 6 項の規定に基づく請負代金額の変更について (協議)</p> <p>( 内 容 )</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求があった請負契約書第 2 5 条第 6 項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり協議します。 なお、異存がなければ、処理・回答欄で「承諾」として下さい。</p> <p>1 スライド額 : 〇〇〇〇〇〇円(税込)</p> <p>2 スライド額(S)算定式  <math display="block">S = P2 - P1 - (P1 \times 1/100)</math> <math display="block">\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle\triangle - \diamond\diamond\diamond\diamond\diamond\diamond - (\diamond\diamond\diamond\diamond\diamond\diamond \times 1/100)</math></p>			
処理・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 (    )	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 (    )	
		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	

			総 括 監督員	主 任 監督員	現 場 代理人	班(監理) 技術者

